

**吾妻漁業協同組合遊漁規則**  
(共第2号及び第4号第五種共同漁業権)

(目的)

第一条 この規則は、吾妻漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた共第2号及び第4号第五種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（アユ、マス（ヤマメ、イワナを含む。）、コイ、フナ、ウグイ、オイカワ、ウナギをいう。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第二条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、予め、組合に申請してその承認を受けなければならない。ただし、未就学の幼児及び小学生が行う遊漁についてはこの限りでない。

- 2 前項の規定による申請は、期間1日の遊漁の場合は口頭で、期間1年の遊漁の場合は遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出して、しなければならない。
- 3 組合は、第一項の規定による申請があったときは、期間1日の遊漁の場合には第十一条に規定する場合を除き、期間1年の遊漁の場合には当該遊漁の承認により当該水産動物の保護培養もしくは組合員もしくは他の遊漁者（第一項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第十一条に規定する場合を除き、第一項の承認をするものとする。
- 4 第一項の承認を受けたものは、直ちに、第七条第一項あるいは同条第二項の遊漁料を同条第三項の方法により組合に納付しなければならない。

(遊漁期間)

第三条 次の表の左欄に掲げる水産動物を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内でなければならない。

水 産 動 物	期 間
ア ユ	6月1日から8月31日までの期間内で組合が定める日時から10月31日まで
ヤ マ メ サ ク ラ マ ス (降海した後にさく河したものに限る。以下同じ。) イ ワ ナ	3月1日から9月20日まで
マ ス (ヤマメ、サクラマス、イワナを除く。以下同じ。) コ イ フ ナ ウ グ イ オ イ カ ワ ウ ナ ギ	3月1日から9月20日まで（ただし、四万湖及び岩島橋から箱島堰堤までの吾妻川は1月1日から12月31日まで）

- 2 前項の組合が定める日時は、組合の掲示場に掲示するほか組合広報に掲載して公表するものとする。

(漁具、漁法の制限)

第四条 遊漁に用いる漁具漁法は、徒手採捕及び次の表の左欄に掲げるものとし、その規模はそれぞれ右欄に掲げる範囲でなければならない。

漁具漁法	規 模
手 釣	1人につき1本
竿 釣	1人につき2本
す く い 網	1人につき1統・網口径45cm以下

- 2 前項の制限の他、組合は漁具漁法、区域、期間を定め遊漁を制限することがある。
- 3 前項の制限は、あらかじめ組合の掲示板に掲示するほか組合広報に掲載して公表するものとする。

(禁止区域等)

第五条 前条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる区域においては、それぞれ右欄の期間中遊漁をしてはならない

区 域	期 間
四万発電所放水口から下流四万湯原橋まで 約200mの間の四万川	3月1日から 5月31日まで
砂防堰堤から下流吾妻川本流の合流点まで 約500mの間の高羽川	1月1日から 12月31日まで
稲田堰堤から上流100mの間の温川 浄永橋から上流100mの間の深沢川	3月1日から 5月31日まで
名久田川・温川 嬬恋橋から下流万座川合流までの吾妻川 岩島橋から下流箱島の取水堰までの吾妻川 駒岩橋から湯原橋及び県営中之条発電所 より下流の四万川 羽衣橋から久森ダムまでの上沢渡川	5月10日から 第三条第一項の組合が定める日 時

- 2 前項のアユ放流時は、あらかじめ組合の掲示板に掲示するほか組合広報に掲載して公表するものとする。
- 3 アユ漁業のうち、ぐい(ころがし)は9月1日より10月31日までとする。  
ただし、名久田川、四万川、温川及び万座川合流から上流の吾妻川は、9月1日から9月20日までとする。

(全長の制限)

第六条 次の表の左欄に掲げる水産動物は、それぞれ右欄に掲げる全長のものを採捕してはならない。

水産動物	全長
マス	15cm 以下
ヤマメ	15cm 以下
イワナ	15cm 以下
サクラマス	15cm 以下
コイ	15cm 以下
ウグイ	8cm 以下
ウナギ	30cm 以下

(採捕尾数の制限)

第六条の2 次の表の左欄に掲げる魚種は右欄に掲げる尾数を超えて採捕してはならない。

魚種	採捕尾数制限
ヤマメ サクラマス イワナ	1日20尾 (左欄の魚種を合算したもの)

(遊漁料の額及び納付の方法)

第七条 遊漁をする場合の遊漁料について、別表の遊漁証取扱所において納付するときは次の表のとおりとし、第三項ただし書きに規定する方法により納付するときは次の表の遊漁料に全魚種の場合は700円、アユを除く魚種の場合は500円を加算した額とする。

遊漁対象水産動物	漁具・漁法	期間	遊漁料
全魚種	徒手採捕 手釣 竿釣	1日	1,800円
		1年	7,350円
	すくい網	1日	1,000円
アユを除く魚種	徒手採捕 手釣 竿釣	1日	1,000円

- 2 次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は前項の規定にかかわらず次の表の相当欄のとおりとする。

遊漁者の種類	遊漁対象水産動物	漁具漁法	期間	遊漁料
中学生	アユを除く魚種	徒手採捕 手釣・竿釣 すくい網	1年	300円
高校生	全魚種	同上	1年	3,500円
身体障害者 (県内居住者で 手帳所有者)	全魚種	同上	1年	3,500円

- 3 遊漁料の納付は、別表の遊漁証取扱所においてしなければならない。ただし、期間1日の遊漁の場合は、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

(特設釣り場に関する事項)

- 第八条 組合は、10月第2土曜日から翌年2月末日までの期間内において組合が別に定める期間、区域を特設釣り場と定め、ニジマスの高密度な放流を行うものとする。
- 2 前項の期間及び区域で遊漁しようとする者は、前条各項の規定にかかわらず、次の表の特設釣り場遊漁料を別表の特設釣り場遊漁証取扱所において納付するものとする。なお、採捕したニジマスを再放流する場合は、中学生以下は無料とし、他の者は500円引きとする。
- 3 第1項の期間及び区域で遊漁しようとする者は、組合が別に定める規定によるものとする。
- 4 第1項、前項の組合が定める期間、区域及び規定は組合の掲示板に掲示するほか組合広報に掲載して公表するものとする。

漁法	入漁時間	区分	料金	現場加算金	魚種
竿釣 (一人につき1本)	午前9時から 午後4時まで	中学生以下の者	750円	250円	ニジマス
		吾妻漁業協同組合が発行する期間1年の遊漁証保有者	2,000円	1,000円	
		上記以外の者	2,500円		

(遊漁承認証に関する事項)

- 第九条 組合は第二条第一項の承認をしたときは、組合が定める遊漁承認証(以下「遊漁証」という。)を遊漁者に交付するものとする。
- 2 遊漁証は他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

- 第十条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。
- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
  - 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。
  - 4 遊漁者は、漁場の底を撈はんしてはならない。

(漁場監視員)

- 第十一条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことがある。
- 2 漁場監視員は、組合が定める漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

- 第十二条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後のその者の遊漁を拒絶することがある。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

○平成25年9月1日群馬県知事認可 群馬県指令蚕園第201-3号

◆ ◆ ◆ 注 意 事 項 ◆ ◆ ◆

遊漁者がこの遊漁規則に違反し、漁場監視員の指導に従わない場合は、漁業法第143条に規定する漁業権侵害事例として警察に通報し、取締り協力を求めるものとする。

◆ ◆ ◆ 注 意 事 項 ◆ ◆ ◆

遊漁証取扱所(別表)は、見直しています。